

県養護教育センター利用の案内

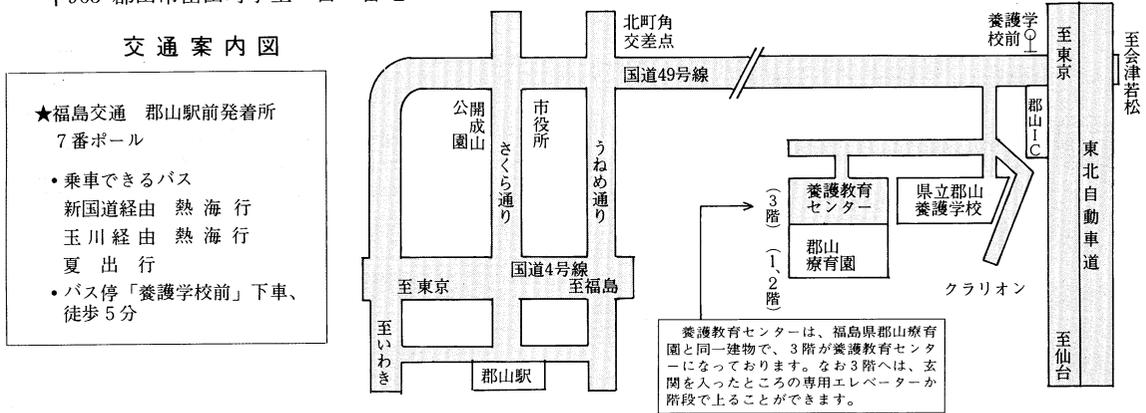
心身に障害のある子どもや保護者をはじめ、多くの方たちから切望されていた県養護教育センターが本年4月19日に開所しました。

当センターは、心身障害児の医療機関である県心身障害児総合療育センターと緊密な連携のもとに、教育と医療が一体となって、心身障害児の教育相談、養護教育関係教職員の専門研修等、本県における養護教育の充実発展に寄与することを目的としております。

保護者や教職員の皆様、相談や研修にお気軽にご利用ください。

1、設置場所

〒963 郡山市富田町字上ノ台4番地の1 電話 (0249) 52-6497



2、主な事業内容

(1) 教育相談事業

- ①、来所相談・電話相談 ②、要請相談 ③、巡回就学相談 ④、地域相談室

教育相談の内容

区分	対象	主な内容
教育相談	保護者	・障害の種類・程度の判断、家庭での養育（しつけ、訓練の内容・方法）、進路等の相談及び継続指導、訓練
	学校(園)関係者	・障害の種類・程度の判断、学習指導・訓練等の相談
	市町村教委職員	・各種検査法、障害の種類・程度の判断技術等の相談
就学相談	保護者及び市町村教委職員	・就学に関する相談、情報・資料の提供等による啓発に関する相談及び助言
検査・観察	市町村教委・学校等からの依頼	・視覚、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達、運動機能、その他に関する検査・観察

(2) 研修事業

教職員を対象とした専門研修で、合計17講座を設けております。本人の希望に基づき、校(園・所)長の推薦を原則とします(小・中学校にあっては、市町村教育長並びに教育事務所長の推薦があった者)。

(3) 研修時間

研修時間は原則として、9時～16時。ただし、初日受付9時30分～10時、最終日の終了時刻は15時とします。

- 宿泊を希望される方には郡山会館を確保してあります。
- 詳細については、県養護教育センターにお問い合わせください。